



かっぱ新聞

第 94 号・95 号合併号

令和 3 年 5 月 吉日

厚生労働省のホームページにて、障害福祉サービスの令和 3 年 4 月からの改定に関する資料を取りまとめたページが公開されました。このことから、各サービスの処遇改善加算と基本報酬関係を抜粋して紹介します。**※改正内容や要件等は抜粋要約しています。**
(出典):厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

【全サービス共通】

- ・介護職員処遇改善加算：(IV)及び(V)を廃止、(I)～(III)は加算率を変更。
- ・介護職員等特定処遇改善加算：加算率を変更。制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」について、「より高くすること」と見直す。

新加算率一覧表 ※()内は旧加算率です。

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護		児童発達支援		放課後等デイ	
	処遇改善	特定処遇	処遇改善	特定処遇	処遇改善	特定処遇	処遇改善	特定処遇	処遇改善	特定処遇	処遇改善	特定処遇
加算 I	27.4% (30.2%)	7.0% (7.4%)	20.0% (19.1%)	7.0% (4.5%)	27.4% (30.2%)	7.0% (14.8%)	23.9% (25.0%)	7.0% (6.9%)	8.1% (7.6%)	1.3% (2.5%)	8.4% (8.1%)	1.3% (0.7%)
加算 II	20.0% (22.0%)	5.5% (5.7%)	14.6% (13.9%)	5.5% (3.6%)	20.0% (22.0%)	5.5% (11.5%)	17.5% (18.2%)	5.5% (5.7%)	5.9% (5.6%)	1.0% (2.2%)	6.1% (8.4%)	1.0% (0.5%)
加算 III	11.1% (12.2%)	-	8.1% (7.7%)	-	11.1% (12.2%)	-	9.7% (10.1%)	-	3.3% (3.1%)	-	3.4% (3.3%)	-

【居宅介護】

基本報酬の見直し(抜粋) ※単位数はすべて1回あたり		
・身体介護・通院介助(身体伴う)		
	改定前	改定後
30分未満	249 単位	⇒ 255 単位
30分～1時間	393 単位	⇒ 402 単位
1時間～1時間30分	571 単位	⇒ 584 単位
1時間30分～2時間	652 単位	⇒ 666 単位
2時間～2時間30分	734 単位	⇒ 750 単位
・家事援助		
30分未満	102 単位	⇒ 105 単位
30分～45分	148 単位	⇒ 152 単位
45分～1時間	191 単位	⇒ 196 単位
1時間～1時間15分	232 単位	⇒ 238 単位
1時間15分～1時間30分	268 単位	⇒ 274 単位
・通院介助(身体伴わず)		
30分未満	102 単位	⇒ 105 単位
30分～1時間	191 単位	⇒ 196 単位
1時間～1時間30分	268 単位	⇒ 274 単位
・通院等乗降介助		
	98 単位	⇒ 101 単位

【重度訪問介護】

①基本報酬の見直し(抜粋) ※単位数はすべて1回あたり		
	改定前	改定後
1時間未満	184 単位	⇒ 185 単位
1時間～1時間30分	274 単位	⇒ 275 単位
1時間30分～2時間	366 単位	⇒ 367 単位
2時間～2時間30分	457 単位	⇒ 458 単位
2時間30分～3時間	549 単位	⇒ 550 単位
3時間～3時間30分	639 単位	⇒ 640 単位
3時間30分～4時間	731 単位	⇒ 732 単位

【同行援護】

①基本報酬の見直し(抜粋) ※単位数はすべて1回あたり		
	改定前	改定後
30分未満	184 単位	⇒ 190 単位
30分～1時間	292 単位	⇒ 300 単位
1時間～1時間30分	421 単位	⇒ 433 単位
1時間30分～2時間	485 単位	⇒ 498 単位

【行動援護】

基本報酬の見直し(抜粋) ※単位数はすべて1回あたり		
	改定前	改定後
30分未満	255 単位	⇒ 258 単位
30分～1時間未満	403 単位	⇒ 407 単位
1時間～1時間30分	587 単位	⇒ 592 単位
1時間30分～2時間	735 単位	⇒ 741 単位
2時間～2時間30分	884 単位	⇒ 891 単位
2時間30分～3時間	1,032 単位	⇒ 1,040 単位

【相談支援・障害児相談支援】

①基本報酬の見直し ※単位はすべて1月あたり		
従来からの基本報酬は引き上げ。特定事業所加算を廃止し基本報酬へ組み込んだ機能強化型支援費 I～IV を新設		
計画相談支援 サービス利用支援費		
	改定前	改定後
サービス利用支援費 I	1,462 単位	⇒ 1,522 単位
サービス利用支援費 II	731 単位	⇒ 732 単位
機能強化型利用支援費 I		1,864 単位
〃 II	【新設】	1,764 単位
〃 III		1,672 単位
〃 IV		1,622 単位
継続サービス利用支援費 I	1,211 単位	⇒ 1,260 単位
継続サービス利用支援費 II	605 単位	⇒ 606 単位
機能強化型継続利用支援費 I		1,613 単位
〃 II	【新設】	1,513 単位
〃 III		1,410 単位
〃 IV		1,360 単位
〈算定要件〉 ※一部配置要件のみ抜粋 下記に加えて別途算定要件があります。		
・機能強化型 I: 常勤専従の相談支援専門員を4名以上配置、うち1名以上が主任相談支援専門員。		
・機能強化型 II: 常勤専従の相談支援専門員を3名以上配置、うち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了。		
・機能強化型 III: 常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置、うち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了。		
・機能強化型 IV: 専従の相談支援専門員を2名以上配置、うち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了。		
障害児相談支援 障害児支援利用援助費		
	改定前	改定後
障害児支援利用援助費 I	1,625 単位	⇒ 1,692 単位
障害児支援利用援助費 II	814 単位	⇒ 815 単位
機能強化型利用援助費 I		2,027 単位
〃 II	【新設】	1,927 単位
〃 III		1,842 単位
〃 IV		1,792 単位
継続障害児支援利用援助費 I	1,322 単位	⇒ 1,376 単位
継続障害児支援利用援助費 II	662 単位	⇒ 662 単位
機能強化型継続利用援助費 I		1,724 単位
〃 II	【新設】	1,624 単位
〃 III		1,527 単位
〃 IV		1,476 単位

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

①基本報酬の見直し（抜粋）※単位はすべて1日あたり			
・新たな判定スコアを用いた医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療的ケア児以外についても基本報酬変更。			
・放課後等デイサービスは中重度多数/中重度少数の区分を廃止、区分1(3時間以上)/区分2(3時間未満)が新たに設けられる。			
児童発達支援	放課後等デイサービス		
○児童発達支援センター以外・未就学児・定員10人以下	○授業終了後・区分1(3時間以上)・定員10人以下の場合		
医療的ケア児以外	885単位	医療的ケア児以外	604単位

厚生労働省のホームページにて、今回の改正に関するQ&Aが公開されています。この中から一部抜粋しご紹介します。
 ※回答内容は現時点で公開されているものです。今後のQ&Aで更新される可能性もあります。
 令和3年度介護保険介護報酬改定Q&A https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html
 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

【介護保険】<居宅介護支援>

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3) 問115より

問115 居宅介護支援費(Ⅱ)の要件。情報通信機器の活用について、「情報通信機器」を具体的に示されたい。

(答) 情報通信機器については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)第3の7の「(2)情報通信機器(人工知能関連技術を含む)の活用」において、情報通信機器(人工知能関連技術を含む)については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資するものとするが、具体的には、例えば、

- ・当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン
- ・訪問記録を随時記載できる機能(音声入力可)のソフトウェアを組み込んだタブレット等とする。

この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。としているところ。

・具体的には、例えば、以下の目的や機能を有していることを想定しているが、情報通信機器等を活用する場合には、その体制に係る届出書を提出することとしているため、これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。

<例> ○利用者に係る情報共有を即時、かつ、同時に可能とする機能や関係者との日程調整の機能を有しているもの。
 ○ケアプラン等の情報をいつでも記録、閲覧できる機能を有しているもの。

【介護保険】<訪問介護>

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4) 問7より

問7 看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合の2時間ルールを弾力化。看取り期の利用者に訪問介護を提供する際は、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定が可能となったが、所要時間を合算するという従来の取扱いを行うことは可能か。

(答) 可能である。つまり、いわゆる2時間ルールの弾力化は、看取り期の利用者に対して、頻回かつ柔軟な訪問介護を提供した場合の手間を評価するものであることから、それぞれの所要時間を合算して所定単位数を算定する場合と合算せず算定する場合を比較して、前者の所定単位数が高い場合には所要時間を合算してもよい取扱いとする。

なお、当該弾力化が適用されるのは、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと利用者や診断した時点以降であるが、適用回数や日数についての要件は設けていない。

【介護保険】<通所介護>

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3) 問21より

問21 3%加算の年度内での算定可能回数。新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算定の届出を行い、令和3年6月から3%加算を算定した場合において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、令和3年7月をもって3%加算の算定を終了した事業所があったとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定することはできないのか。

(答) 感染症や災害(3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限り。)によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算定することが可能である。

【障害福祉】<重度訪問介護>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問23より

問23 移動介護緊急時支援加算。緊急時の支援に要した時間について具体的な算定要件はあるか。また、運転中の時間は報酬を算定できないという従来の考え方に変更はないか。

(答) 常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じる緊急の支援であれば、支援に要した時間は問わない。また、運転中は運転に専念するため介護を行い得ず、移送(運転)の行為は障害福祉サービスに含まれないことから、運転中の時間は報酬の算定対象とはならない。なお、事業所やヘルパーが所有する自動車により重度訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録が必要であり、これらを受けずに運送を行う事業所については報酬の対象としない。

【障害福祉】<児童発達支援・放課後等デイサービス>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問55より

問55 事業所内相談支援加算(Ⅰ)について、障害児に通所による支援を行っていない日に算定することもできることとされたが、事業所が相談援助を行う日に、相談援助を行う事業所とは別の事業所に通所した場合(※)も算定は可能か。また、事業所内相談支援加算(Ⅱ)についても同様と考えて良いか。

(※)午前には保護者がA放課後等デイサービス事業所で相談援助を受け、午後に障害児がB放課後等デイサービス事業所を利用するような場合。

(答) 障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。しかし、事業所内相談支援加算(Ⅰ)及び事業所内相談支援加算(Ⅱ)については、通所による支援と別に相談援助等が行われ、結果として、保護者への相談援助を行う日に、障害児が他の事業所を利用することも想定されることから、貴見のとおり取り扱って差し支えないものとする。ただし、同一日に2つ以上の事業所による相談援助を行った場合、相談援助に係る加算はいずれかの事業所のみ算定できる点に留意されたい。